

千葉県入札監視委員会平成24年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成24年7月31日（月）千葉県自治会館第1・2会議室	
委員	小野 理恵（千葉大学法経学部准教授） 服部 岑生（千葉大学名誉教授） 【欠席】 藤井 一（弁護士） ◎ 丸山 英氣（弁護士） ○ 柳 久之（社団法人日本経営協会） （敬称略・五十音順） ◎ 委員長 ○ 委員長代理	
審議対象期間	平成23年10月1日～平成24年3月31日	
審議案件	5件	（備考） 1 審議対象期間中に27件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に8件（8者）の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局（千葉県県土整備部建設・不動産業課建設業・契約室）

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p>審議事案概要</p> <p>○ 指名停止業者一覧表の4番、5番について、工事を工期内に完成させることが出来ないことがわかったため辞退を申し出たということだが、単なるケアレスミスで起きたことなのか。</p> <p>○ 落札決定前に入札を取り消せば指名停止等の処分を受けずに済んだのか。</p> <p>○ こういうケースはよくあるのか。</p> <p>○ 審議事案一覧の708番について、落札率が100%で、くじで決まっているが、何者応札したのか。</p> <p>○ 指名停止業者一覧表の3番について、落札辞退は、落札決定の前に落札辞退したのか。</p> <p>○ 本件については、次順位者が落札者となっているのか。</p> <p>○ 審議事案一覧の震災関連の災害復旧工事について説明をして下さい。</p>	<p>○ その点は、はっきり分からない。業者からの契約辞退の申し出があったため契約に至らなかった。</p> <p>○ 入札前であれば入札辞退することが出来るが、入札後では辞退出来ない。</p> <p>○ ほとんどない。</p> <p>○ 12者の指名競争入札で、未入札が2者、辞退が6者、応札が4者で、4者全てが100%の入札金額で、くじ引きをして決定した。</p> <p>○ 開札して落札者決定後、契約を辞退した。</p> <p>○ 落札決定した金額と同額で次順位者と協議して契約した。</p> <p>○ 通常、5千万円以上を一般競争入札としているが、震災の災害復旧工事は、手続きの期間の短縮を図るため、2億円以上を一般競争入札とし、5千万円以上2億円未満を指名競争入札としている。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ くじのケースがいくつかあるが、最低制限価格ぎりぎりでくじになることが多いのか、高いところでのくじも多いのか。</p> <p>○ 総括表の一般競争入札の事後審査型とはどういうものか。</p> <p>○ 指名停止業者一覧表の3番、指名競争入札の案件では、第一順位者が契約を辞退したため、落札決定した金額と同額で次順位者と協議して契約したということだったが、総合評価方式の場合も同じやり方をするのか。</p>	<p>○ 最低制限価格とほぼ同額でのくじも、高いところでのくじもある。 工事の内容によっていろいろである。</p> <p>○ 指名競争入札の案件において、談合情報があった場合に、一般競争入札の事後審査型へ変更される。 総合評価方式ではなく、価格競争であり、開札後、落札候補者について資格を満たしているかどうかを確認するものである。</p> <p>○ 総合評価方式の場合は、取りやめとなる。 同様にはやっていない。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【江戸川第一終末処理場主ポンプ棟土木・建築工事】</p> <p>○ 契約書の日付が平成23年12月8日となっているが、説明では平成24年3月に契約したということであったがどうか。</p> <p>○ 開札調書の価格以外の評価項目について、今までは施工計画以外にも項目があったと思うが、この工事は無いのはなぜか。</p> <p>○ 開札調書の1位と2位の技術評価点の差が3点で、金額の差が4,300万円である。また、10点の差が4,930万円の差となっている。 この点数の差が、この金額の差になることに匹敵するということが、総合評価方式のあり方そのものについて非常に悩ましいところである。 総合評価方式は、いろいろなケースを見ながらやり方を変えていく必要があるのではないかと感じた。</p> <p>○ 技術評価点の130点と127点の3点差について、どういう違いがあるのか。金額では4,300万円の差となる。 市民的感覚で言った場合、住民は安い方が良いと思うのではないか。</p>	<p>○ この案件は、議会の議決を要する案件のため、平成23年12月8日に仮契約し、議会議決後平成24年3月16日に本契約した。</p> <p>○ この案件は、WTO案件であり、この場合は、評価項目は施工計画のみとなる。</p> <p>○ 総合評価方式は、平成17年に3月に公共工事の品質確保の促進に関する法律、総合評価に関する基本的な方針により、価格のみの競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換として国、地方公共団体、全国で進めている。 千葉県においても、今後とも、続けていきたい。</p> <p>○ 今回は、施工計画の3つの課題に対する提案について評価している。 評価が高い者は、具体的な施工方法、目的と効果、標準的な施工方法と比較しながら施工方法を記載している。 一方、評価が低い者は、求められた課題に対して、一般的な記述しかしていない。 評価にあたっては、技術審査会、外部の学識経験者の意見聴取を受けて評価している。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 技術評価の委員は、何人でどんな審査をするのか。</p> <p>○ 技術評価点は、工事の金額に関係なく、110～130点で1～2割位の差が付く。 工事金額が低い時の10%の点差と高い時の10%の点差を比較した場合、金額に関係なく同じ%として評価して良いのかということは、議論としてありなのではないかと思う。</p> <p>○ 技術審査時点では、入札金額を含めた審査をしているのか。</p> <p>○ 国は、総合評価方式を進めていこうという考えなのか。逆に価格競争を強めていこうという考えなのか。</p> <p>○ 評価に対する異議申し立てはあるのか。</p>	<p>○ 技術審査会では、評価項目について職員7名が審査した後、外部の2名の学識経験者が審査する。 入札公告後、18者から提出された技術資料について、第2回目の技術審査会、さらに、学識経験者が審査し技術評価点が決まる。 その結果、価格と技術評価点から評価値を算出し落札者が決定する。</p> <p>○ 技術審査時点では、入札金額を含めた審査は行っていない。</p> <p>○ 国は、マイナーチェンジをしながら総合評価方式を進めている。 国では、1千万円以上の工事は原則総合評価方式としている。 全都道府県で総合評価方式を導入している。</p> <p>○ 技術評価点は公表しており、年に数回開示請求がある。評価の内容については開示の対象とならず、点数だけを開示している。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 総合評価方式が始まったころは、談合防止の効果が期待できるということであった。</p> <p>実際、数字を目の前にするともったいないという気持ちが起きてくる。</p> <p>税金は最小の支出で最大の効果をあげることが原則であり、総合評価方式が本当にいいのかどうか、事後的な検証をする必要があると感じた。</p> <p>本当に税金が有効に使われているのかどうか総合評価方式が持っている欠点を洗い出す必要があるのではないかと思う。</p> <p>○ 総合評価方式が駄目だと言っている訳ではない。</p> <p>余計に出したお金が、それだけの効果を生み出しているかどうかを事後的に検討したらどうかということである。</p> <p>○ この案件では、技術評価点の3点差が価格にすると約6千万円位の価値になる。</p> <p>このことは、審査会では審査されていないようだが、その評価が必要ではないかということが言いたい。</p>	<p>○ 国では、毎年ガイドラインを見直してより良くしている。県においても、毎年ガイドラインを見直している。</p> <p>総合評価方式で実施した工事の工事成績は、指名競争入札に比べて2点位高くなっている。</p> <p>県では、総合評価方式の事後的な検証として、価格と技術評価点の順位について、逆転状況を検証している。技術評価点1位が価格1位を逆転しているケースがほぼ半分位で、バランスが良い状況ではないかと考えている。</p> <p>○ 審査会ではその点は評価していない。評価されるのは、工事が終わってからの成績として評価されるものと考えている。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【市川市妙典1丁目16番地先φ700m江戸川放水路水管橋塗装及び修繕工事】</p> <p>○ 低入札価格調査表の失格判定基準に該当するか否かの判断について、失格になった理由はどんなものか。</p> <p>○ 下請けの見積書は、応札者を通じて提出されるのか、県に直接提出されるのか。</p> <p>○ 低入札の調査基準価格は、どこに記載されているのか。</p> <p>○ 公告には記載しないのか。</p> <p>○ 入札参加者は、いつの時点でどうやって調査基準価格を知ることが出来るのか。</p> <p>○ 予定価格を記載する書類に調査基準価格を記載することになっていたと思うが。</p> <p>○ 調査基準価格の算定式が公表されているので、入札参加者は計算できるという認識であるのか。</p>	<p>○ 下請け業者は決定されていたが、見積りを徴したものが添付されていなかった。積算根拠が不明確で書類が不備と判断した。</p> <p>○ 応札者が下請け業者から見積りを取り、県に提出する。</p> <p>○ 開札調書に記載されている。</p> <p>○ 公告には予定価格は記載するが、調査基準価格は記載しない。</p> <p>○ 調査基準価格の算定方法は公表されており、入札参加者は自分で計算する。調査基準価格も最低制限価格も同じ計算式であり、価格は事後公表となっている。</p> <p>○ 開札調書の様式には、予定価格や調査基準価格を記載するが、公表する時期が事後となっている。</p> <p>○ そのとおりである。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ どうせわかるものだったら、最初に教えてもいいのではないか。 調査基準価格の算定式を出しておいて、価格を出さないのはなぜか。</p> <p>○ 県が算定した調査基準価格は、式は出ているが価格は開札までわからないということか。</p> <p>○ 予定価格を記載した書面に記入するという文言があった記憶があるが。</p> <p>○ 低入札価格調査実施案件一覧の、無効、失格の違い、無効の中の届出、不備について詳しく教えて下さい。</p> <p>○ ほとんどのところが、調査に応じていないということで、それに加えて書類に不備があるということですか。</p> <p>○ 失格とはどういうものか。</p>	<p>○ 調査基準価格を事前公表すると、積算せずにその価格で入札して、くじ引きとなる可能性が高くなるという弊害がある。 予定価格は、1億円未満は事前公表するが、経費費目ごとの積算は、各者積算し計算式に基づき調査基準価格を算定することとなっている。</p> <p>○ 入札結果等の公表に関する事務取扱要領で、調査基準価格の公表は落札者決定後となっている。</p> <p>○ 低入札価格調査実施要領の第5条で予定価格を記載した書面へ調査基準価格を記載することとなっているが、これは、発注機関が入札事務の中で作成する内部文書のことである。</p> <p>○ 無効には2種類ある。低入札者が低入札価格調査報告書を提出しないと「届出」の場合と、提出されたが必要な書類が不足している「不備」の場合である。</p> <p>○ そのとおりです。</p> <p>○ 失格にも2種類ある。価格による失格基準として、入札価格が価格失格判定基準を下まわる場合と、低入札価格調査報告書が提出され低入札価格審査委員会に諮った結果として失格になる場合がある。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
○ 失格の場合は、調査に応じているということか。	○ 価格による失格基準では、調査に入る前に失格となる。 低入札価格審査委員会に諮った結果としての失格は、調査に応じた後での失格となる。
○ 低入札価格調査表の入札価格の積算内訳の詳細な検討には、下請業者の見積額を歩切りすることなく計上していると記載されているが、下請業者の見積書は提出されているということか。	○ 見積書は提出されていたが、過去の取引実績があったにもかかわらず添付書類が不足していた。
○ 見積書だけでは足りなくて、不足していた資料とは具体的に何か。	○ 類似した工事の過去の取引実績等を添付する必要があるが、添付されていなかったため、書類の不備と判断した。
○ 低入札価格調査報告書では、積算内訳書は提出有となっているが、これは違うのか。	○ これは、応札者が作成し提出した書類で、これには有となっているが、審査の結果添付されていない書類があった。
○ 過去の取引実績の見積書を要求する趣旨はどういうことか。	○ 応札者が計上した額と下請け業者の見積り額との開きがないか確認するために提出させている。
○ この工事に関係のない、過去の見積書で、そこがわかるという考え方か。	○ 工事内容が違い金額も違ってくると思うが、特に労務単価について確認するために必要である。
○ 労務単価の整合性を確認するということか。	○ そうです。

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 工事価格内訳表は、設計書の書類の一連のものか。</p> <p>○ 低入札価格調査実施案件一覧表のうち本事案だけが契約に至ったことで、審議事案として抽出した。 他の20数件が、契約出来なかったのかどうなのかと思う。</p> <p>○ この価格で出来るということで応札したにもかかわらず、調査を受けるのは面倒だ、余計なロスが発生するからと調査に応じないのはもったいない気がする。</p> <p>○ 結果的に、低入札価格調査の対象になると、契約するのが難しいということになっている。 調査が不要であれもう少し低い価格で出来るという企業がいるのにミスミス逃しているとしたら、もったいない気がする。</p>	<p>○ そうです。発注者側が積算した金抜き設計書です。 応札者は、この工事価格内訳書に沿った積算内訳書を作成し提出する。</p> <p>○ 低入札価格調査の結果契約に至った場合は、現場代理人を2人配置することや、前払金が通常4割のところを2割にする等の制約があり、手間がかかり利益が上がらないということから辞退するケースが多いのではないか。</p> <p>○ 調査基準価格ぎりぎり、あわよくば調査に該当せずに落札できるのではないかと思いつながら、だめもとで入札する応札者が多くいるように感じる。</p> <p>○ どうしても落札したい者は、調査報告書を提出するが、書類に不備があることが多く、結果的に無効が多くなる。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案3 一般競争入札 【千葉県がんセンター空調自動制御設備更新工事】</p> <p>○ 本事案は、1者入札でも入札を執行しているが、どういうところが参加者数が少ないと見込んだ理由か。</p> <p>○ 何が応募しづらい理由と考えるか。</p> <p>○ 1回目と2回目の入札参加者の3者は、重なっているのか。</p> <p>○ 今後、メンテナンスは、特定の業者でないと出来ないことになるのか。</p> <p>○ 製品については、指定しているのか。</p> <p>○ 装置を作ったメーカー以外の者でもメンテナンスが可能となる工事を目指すことは出来ないのか。</p> <p>○ 辞退した理由は聞いているのか。</p>	<p>○ この入札は、2回目の入札です。 1回目の入札では、3者の入札参加申請があり、1者が入札辞退し、2者入札した。そのうち1者が工事費内訳書に不備があり無効となったため、結果的に1者入札となり取り止めとなった。</p> <p>○ 病院の工事であるうえに、土日の工事に制限されるなど条件が悪いことが理由だと思う。</p> <p>○ 1者だけ同じで、他の2者は重なっていない。</p> <p>○ 装置を作った業者と設置した業者は違う。 メンテナンスは、装置を作った業者がやることになると思う。</p> <p>○ 特定のメーカーを指定するようなことはない。別のメーカーの製品でも問題ない。</p> <p>○ 装置の性質からして出来ないと思う。</p> <p>○ 詳細の見積をした結果、事前公表されている予定価格以下で施工を行うのが無理だと分かったので辞退したと思われる。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 一般競争入札で参加者が少ないということが問題であるとする。</p> <p>発注者側の設定した条件が厳しいために参加者が少なかったのではないかと。</p> <p>土日作業については、積算の中でどう反映させていたのか。</p> <p>○ 既設と今回の機器のメーカーは同じか。</p> <p>○ 1 回目の入札と 2 回目の入札で 1 者同じということだが、今回落札した業者は、1 回目も参加しているのか。</p> <p>○ 将来メンテナンスが必要となる工事はいろいろと考えなければいけない点がある。</p> <p>将来メンテナンスの仕事があるから、今回、機器は特別安くても良いと考える入札者がいるのではないかと。これを低入札として、排除することが帰って効率の悪いことをしている気がする。</p> <p>○ 機器は業者が決められているということか。</p>	<p>○ 積算の段階では特に割増等はない。</p> <p>入札参加資格要件の設定にあたっては、延べ床面積は3分の1以下にすることや、県内本店に限定しないことなどの条件を設定しているため、条件が厳しいから参加者が少ないということではないと思う。</p> <p>この入札で参加者が3者しかいないのは、病院だからということに尽きると思う。</p> <p>○ 同じ業者です。</p> <p>○ 参加していない。</p> <p>○ 納入する機器は、業者が決められている。</p> <p>積算の段階では、3者見積りを取り、予定価格を算出している。</p> <p>仕様書では特定していないので公平性は図られていると思う。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 発注者が機器を別に購入して、これを支給品として配管工事だけを発注するというのはどうか。</p> <p>○ 機器の割合と工事の割合はどのくらいの比率か。</p> <p>○ それが管工事業者の参加が少ない原因ではないか。</p>	<p>○ ソフトウェアの比率が高いため、難しいと思われる。</p> <p>○ 8対2で機器の割合が高い。</p> <p>○ 動作の部分があるので、通常、管工事で発注している。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案4 指名競争入札 【23年災外川漁港災害復旧工事(沖東防波堤)】</p> <p>○ 辞退者が多いが、辞退の理由は聞いているのか。</p> <p>○ 次に活かすために辞退の理由を聞いたらどうか。</p> <p>○ 他の震災関係の工事では、辞退者の状況はどうか。</p> <p>○ 通常より多く指名することは考えられないのか。</p> <p>○ 資格要件を満たす業者は、どの位いるのか。</p> <p>○ 指名業者推薦書の主観点数の内容はどんなものか。</p>	<p>○ 各企業に対して確認はしていないが、東北地方の震災復旧の影響による技術者の不足や作業船の不足が理由ではないかと考えている。</p> <p>○ 今回は、東北地方の震災復旧の影響の他に、3月発注という時期的なものもあると思う。</p> <p>○ 海で船を使う工事については辞退者数が多いように見受けられる。 それ以外の工事については、県内企業で指名を組むことが多いので、それほど多くない。</p> <p>○ 他の工事では、これほど辞退が多い入札は無い。</p> <p>○ 17者いる。</p> <p>○ 主観点数は、県独自の企業の評価基準に基づく点数で、災害協定の締結の有無や技術者数などについて加点している。 格付けに利用するもので、総合評価には関係が無い。</p>

意見・質問	回答
<p>○ 辞退をペナルティーや不利益に結び付ける必要はないと思うが、理由を聞く位はしてもよいのではないかと。やってみることが大事だと思う。</p> <p>○ 辞退の理由を聞いて、次の指名に有効に使っていったらどうか。</p>	<p>○ 辞退者が多かった場合には、そういうことも考慮したい。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【河川災害復旧工事(23年災河第68号その2)】</p> <p>○ 本事案は、本体工事とは別に随意契約したということだが、変更契約として出来なかったのか。</p> <p>○ 随意契約協議報告書の随意契約理由には、時価に比して有利な価格で契約を締結することができる点があるが、ここでいう時価とはいくら位の金額か。</p> <p>○ 工種別落札率一覧では、土木一式工事の落札率は、93～94%となっているが、入札に付すことが本当に不利かどうか分からないのではないのか。</p> <p>○ この予定価格は、本体工事施工者との契約を前提として出したものか。 入札の場合は、予定価格はもっと高い金額になるということか。</p> <p>○ 本体工事施工者の土木一式、とび・土工のそれぞれの格付けは。</p> <p>○ 一括で発注するとした場合は、土木一式での発注ということか。</p> <p>○ 土木一式A等級の発注金額は、いくら以上か。</p>	<p>○ 変更契約の場合は、請負金額の3割以上の増額となることから変更契約とはしなかった。</p> <p>○ 本体工事施工者と随意契約する場合、諸経費調整を行うことにより、他の者に比べ約340万円安くなる。</p> <p>○ 経済性だけでなく、現場の条件から、一体的に安全に施工するためには、他の業者が施工するのは難しいので本体工事施工者と随意契約した。</p> <p>○ その通りです。</p> <p>○ 土木一式はA等級、とび・土工はB等級です。</p> <p>○ はい。</p> <p>○ 発注基準では、6千万円以上です。今回は、技術的な特性から、A等級としている。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 現場を見ると、本事案は本体工事と密接不可分な関係というのはよくわかるが、説明資料ではそこが不明であった。</p> <p>別の企業とこの部分だけを契約するのは難しいのは分かる。</p> <p>変更契約は原則3割以内というのはよく聞くが、原則3割以内なので内容によっては変更契約の道もあるのかなと思った。</p> <p>あるいは、契約解除して、改めて一括で発注し直すこともありではないかという印象をもった。</p> <p>○ 随意契約理由が分かりにくい表現があったかもしれないが、あり方としては合理的な選択であったと思う。</p>	

委員講評

- 3番目の事案については、入札参加者が少ないことが特殊であったと思う。
どのように入札参加者数を増やしていくかという点、あるいは、将来、メンテナンスが発生する工事は、新設時の入札価格に影響している可能性は無視できないのではないかと思った。
単に価格が安いだけとの理由から、低入札で失格となるのが妥当かどうかを考える必要があると思う。
- 総合評価は、まだまだ固まったものではないので、効果や技術点の配点を見直しながら改善してもいいのではないか。
技術評価点の差と、金額の差の合理性について、住民にとってもいいものとなるよう、点検の仕方を考え次につなげて行って欲しい。
住民から見ると、低入札は悪だということはない。
- 低入札でも、しっかりと工事が出来る低入札と、工書の品質を損なう悪い低入札の2つあって、そこをどう見分けるかが発注者の仕事である。
その観点から、今の制度が望ましいのかどうか考える必要がある。
2番目の事案では、下請け業者との過去の取引の見積書が添付されていないことで失格になっているが、それが本当に必要なのかどうか考えるべき点であると思う。
- 今回は、1、2番目の事案は、総合評価制度・低入札価格調査制度が議論の対象であった。
3、4、5番目の事案は、工事ごとの個別性・特殊性が議論の対象であったと思う。
総合評価制度は、価格だけではなく品質も重要ということであるが、総合評価制度が今後定着していくかどうか、これからも見守っていきたい。